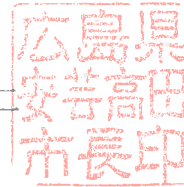


安高企財第 14 号  
2024 年 4 月 18 日

広島県知事 様

安芸高田市長 石丸 伸二



## 審査申立書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 176 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり審査を申し立てます。

### 1 審査申立人の氏名及び住所

安芸高田市長 石丸 伸二  
広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

### 2 審査申立てに係る議決の内容

2024 年 3 月 29 日開会の令和 6 年第 2 回安芸高田市議会臨時会における「議案第 30 号 令和 6 年度安芸高田市一般会計予算」の再議の件」に関する議決

### 3 審査申立てに係る議決があったことを知った年月日

2024 年 3 月 29 日

### 4 審査申立ての趣旨

2 に記載の議決は法第 97 条第 2 項に規定される長の予算の提出の権限を侵害しており、その取消しを求める。

### 5 審査申立ての理由

議会広報誌「議会だより」はその内容に不正確な記述があるため、議会に対して再三改善を申し入れてきたが、改善されなかった。そのため、令和 6 年度予算に「議会だより」を発行するための予算（以下「当該予算」という。）を計上できないとの結論に至った。こうした経緯があるにもかかわらず、当該予算を計上する修正案は、長が予定していない新たな手段の追加など、長の発案権の侵害となるものである。また、法第 97 条第 2 項に規定される議会が予算を増額して議決する場合に求められる「長と議会との間で調整を行い妥当な結論を見出す努力」を何ら行っていない点は、法の趣旨に反していると言える。

### 6 添付書類

- (1) 再議書の写し
- (2) 議決書の写し（2024 年 3 月 29 日分）
- (3) 発言内容を文字起こしした書類（会議録に代わる書類）  
（2024 年 3 月 21 日分、2024 年 3 月 29 日分）